

第 2 期枚方市子ども・子育て支援事業計画の概要（案）

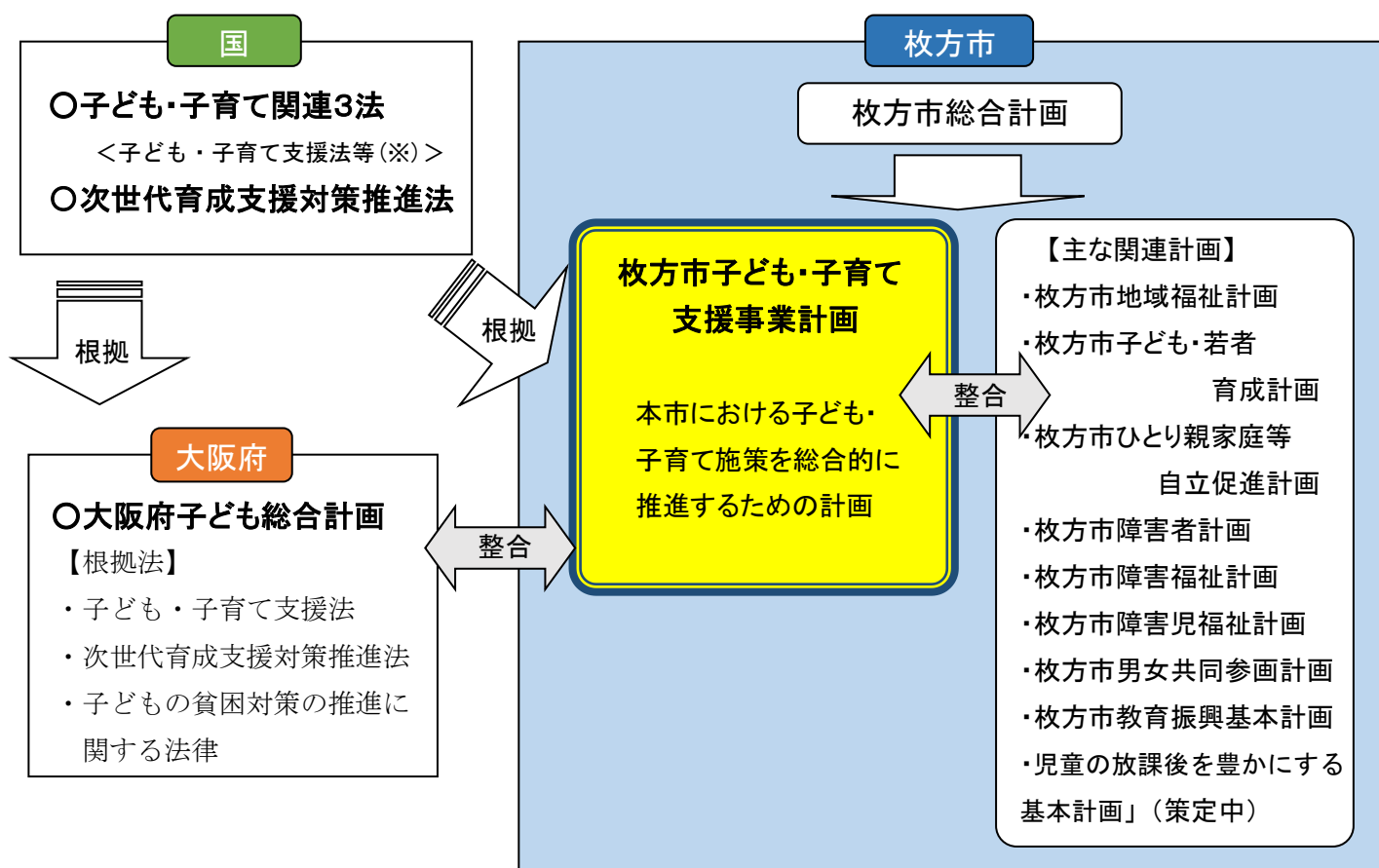
1. 枚方市子ども・子育て支援事業計画の経過と位置づけ

平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、子ども・子育て支援法第 61 条に基づき、平成 27 年 3 月に「枚方市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

本計画は、おおむね 18 歳未満のすべての子どもとその家庭、地域、事業者、行政などを対象とし、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的としており、「大阪府子ども総合計画」との整合を図るとともに、「枚方市総合計画」を上位計画とし、他の関連計画とも整合を図りながら、子ども・子育て支援策を定めるものです。

この度、現計画（計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度）が終期を迎えることから、現計画を引き継ぐ第 2 期計画（計画期間：平成 32 年度～平成 36 年度）を策定します。

なお、本計画については、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に引き続き位置付けるとともに、子どもの貧困が社会問題となるなか、子どもの貧困対策についても包含した計画として策定します。



※○子ども・子育て支援法

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律

○子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

2. 計画期間

第2期計画の計画期間は、子ども・子育て支援法に基づき、平成27年度からの現計画を引き継ぐ平成32年度から平成36年度までの5年間とします。

なお、本計画の進捗状況を毎年確認し、必要に応じて見直しを行います。

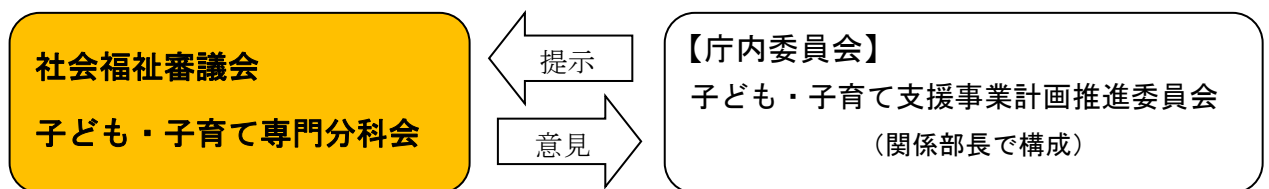
年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
	枚方市子ども・子育て支援事業計画									
	現計画 (5年間)					第2期 (5年間)				

3. 計画の策定体制

(1) 社会福祉審議会子ども・子育て専門分科会によるご審議

第2期計画の策定にあたり、「枚方市社会福祉審議会条例（平成25年枚方市条例第41号）第9条第3号」及び「枚方市社会福祉審議会規則（平成26年枚方市規則第26号）第2条第2項第4号」に基づき、「社会福祉審議会 子ども・子育て専門分科会」に諮問し、審議いただきます。

また、本市庁内の検討体制として、「枚方市子ども・子育て支援事業計画推進委員会」を設置しており、分科会に対し、調査結果や計画素案等をご提示し、ご意見をいただきます。



(2) ニーズ調査の実施

第2期計画の策定にあたり、子ども・子育て施策の必要量や施策に対する意向を把握するため、就学前児童・小学校児童・幼稚園児の保護者を対象にした「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施し、審議に活用します。

(3) 市民説明会等の実施

第2期計画策定にあたり、分科会での審議過程において、計画素案に対し市民からご意見を伺うため、市民説明会を実施するとともに、インターネットアンケートを行います。また、分科会からの答申後に、計画（案）についてパブリックコメントを実施します。

<実施時期>（予定）

- 市民説明会 平成31年度 夏頃（7～8月）
- パブリックコメント 平成31年度 冬頃（12月～1月）